

日本私立学校振興・共済事業団

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）に基づき、日本私学振興財団と私立学校教職員共済組合を統合して、平成10年1月に設立された団体である。業務内容は、大学・短大等の経常費補助と各種貸付金等の助成業務と共済業務である。共済業務は、私立学校に勤務する教職員を対象として相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、私立学校教育の振興に資することを目的として、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を行っている。

(2) 都との関係

都は、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号。以下「法」という。）第35条第4項に基づき、事業団の行う共済業務のうち、長期給付（退職給付、障害給付、遺族給付等）事業に対し、都内にある私立学校の設置者及びその教職員（大学・短大等の教職員を除く。）の掛金の負担軽減を図るため、平成14年度は14億3,525万余円、平成15年度は14億4,384万余円の補助金を交付している。

なお、補助金額は設置者及び教職員の掛金負担（標準給与月額それぞれ52.3/1,000）のうち4/1000ずつ、合わせて8/1000相当額である。

2 組織

事業団は、本部事務所を千代田区富士見一丁目10番12号に置き、役員12名（理事長1名、常勤理事5名、非常勤理事4名、常勤監事1名、非常勤監事1名）であり、組織は、管理部門及び私学振興事業本部、共済事業本部で構成され、直営病院（1カ所）、保養所・宿泊所（14カ所）及び会館（8カ所）を運営しており、職員数は全体で1,631名（平成15年度末現在）である。

都内において共済事業団に加入し、長期給付事業の補助適用校数及び加入者数は、表1のとおりである。

（表1）事業団補助適用学校数等（都内）（平成16年3月31日現在）（単位：校数・人）

区分	高等学校	中学校	小学校	幼稚園	盲・ろう・養護学校	専修学校	各種学校	合計
補助適用校	230	133	47	847	3	267	52	1,579
加入者数	13,107	3,580	1,511	10,865	92	9,736	1,888	40,779

第2 監査の範囲及び実施監査期間

1 監査の範囲

平成14年度及び平成15年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 生活文化局 平成16年12月16日及び22日

(2) 事業団 平成16年12月20日及び21日

第3 監査の結果

1 事業実績について

平成14年度及び平成15年度における事業団に対する補助金交付の実績は、表2のとおりであり、この補助金は長期給付事業の長期勘定で経理されており、適正に執行されている。

(表2) 補助金交付状況

学 種	平成14年度				平成15年度			
	延べ人員	標準給与総額	補助率	補助金額	延べ人員	標準給与総額	補助率	補助金額
高 等 学 校	人 159,183	千円 73,888,640	8/1000	円 591,109,120	人 157,299	千円 73,039,448	8/1000	円 584,315,584
中 学 校	42,470	19,096,530	8/1000	152,772,240	42,771	19,257,346	8/1000	154,058,768
小 学 校	17,844	7,927,022	8/1000	63,416,176	17,942	8,003,572	8/1000	64,028,576
幼 稚 園	129,575	29,719,764	8/1000	237,758,112	131,377	30,487,026	8/1000	243,896,208
盲・ろう・養護	1,096	348,556	8/1000	2,788,448	1,078	343,712	8/1000	2,749,696
専 修 学 校	115,096	40,504,912	8/1000	324,039,296	117,276	41,565,006	8/1000	332,520,048
各 種 学 校	23,181	7,921,258	8/1000	63,370,064	22,844	7,784,946	8/1000	62,279,568
合 計	488,445	179,406,682	8/1000	1,435,253,456	490,587	180,481,056	8/1000	1,443,848,448

(注) 1 標準給与総額とは、法第22条第1項に定められた給与をいう。

2 各学種における補助金額は、各標準給与月額総額に8/1000を乗じた額である。